

業 務 委 託 共 通 仕 様 書

第 1 節 総 則

(一般事項)

第 1 条 この仕様書は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立循環器・呼吸器病センター（以下「甲」という。）が委託する業務（以下「委託業務」という。）の適正を期するため委託業務に必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 受託者（以下「乙」という。）は、図面、設計書及び特記仕様書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところにより委託業務を履行するものとする。

(提出書類)

第 3 条 乙は、指定の期日までに、甲の定める様式により別表の書類を提出しなければならない。

2 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を甲に提出しなければならない。

3 乙は、委託業務関係書類を常に監督員に提出できるように整備しておかなければならない。

(疑義)

第 4 条 乙は、図面、設計書及び特記仕様書等に明示のない場合若しくは疑義が生じた場合には、甲、乙協議するものとする。

第 2 節 安 全 管 理

(一般事項)

第 5 条 乙は、委託業務現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、足場及び標識等を設けなければならない。

2 乙は、薬品油類、電気等の危険物を使用する場合は、その選定、保管及び取扱について、関係法令に従い万全の対策を講じなければならない。

3 豪雨、出水、その他の災害に対しては、十分な注意を払い、常にこれに対処できるように準備しておかなければならない。

(事故の防止)

第 6 条 乙は、委託業務の実施に必要な安全管理者、作業責任者等を配置して、安全管理と事故防止に努めなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、機械器具の点検整備を行い、取扱に当たっては十分注意の上操作し、事故を未然に防止しなければならない。

(異状及び事故報告)

第 7 条 乙及び乙の現場責任者は、委託対象に異状を認めた場合、直ちに監督員に通報しなければならない。

2 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに監督員及び関係者に通報しなければならない。

なお、乙は事故の状況を記した書類を監督員を経由して甲に提出しなければならない。

(後片づけ等)

第8条 乙は、委託業務の完了までに委託業務現場内の機材、仮設備等を撤去するとともに清掃し、施設に損傷を与えた場合は修復しなければならない。

2 乙は、委託業務の履行中、常に、委託業務現場内の整理整頓をしなければならない。

第3節 委託業務の実施

(委託業務実施基準)

第9条 乙は、委託業務の実施に当たって、関係法令を遵守すること、特に、関係法令に定められた諸手続き（許可、届出等）を遅滞なく行うものとする。

2 乙は、監督員の承認を受けた工程表、実施計画書に従い、委託業務の円滑な進行と適正な管理を行わなければならない。

3 乙は、委託業務実施に際し、騒音、振動、悪臭等公害の発生を防止し、現場付近居住者との間に紛争を起こさないよう、常に配慮しなければならない。

4 乙は、実施区域全般にわたる地上施設、地下埋設物等を確認し、委託業務実施に支障のある場合は、速やかに監督員に連絡し、その指示を受けるものとする。

5 乙は、委託業務実施の就業時間については、あらかじめ甲と協議するものとする。

6 乙は、契約の履行を期するため、委託業務の遂行に適した者を配置しなければならない。

(服装、規律)

第10条 乙は、委託業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

(1) 作業に適した服装を着用すること。

(2) 勤務中は、礼儀正しく品行をつつしみ応接に当たっては懇切丁寧を旨とし、かりにも粗暴にわたる言動がないこと。

(3) 勤務中に飲酒しないこと。又、酒気をおびて勤務しないこと。

(4) 所定の場所以外での喫煙その他職務の遂行を怠るような行為をしないこと。

(5) 名札を着けること。

(委託業務実施記録)

第11条 乙は、現場責任者に実施した日の委託業務実施状況を記録させ、原則として翌日監督員に提出しなければならない。

(委託業務実施上の留意事項)

第12条 委託業務の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 火気の使用に当たっては十分注意すること。

(2) 電力、ガス、水の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(3) 衛生に留意すること。

(関連委託業務等の調整)

第13条 甲は、乙の実施する委託業務が、甲の発注に係る第三者の実施する他の委託業務又は工事と密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき調整を行うものとする。この場合において乙は、甲の調整に従い、第三者の行う委託業務又は工事の円滑な実施に協力しなければならない。

(負担区分)

第 14 条 業務履行のため乙が使用する電力、ガス、水道及び電話の料金の負担は、履行場所における最小限度のものについて甲が負担するものとし、業務履行に必要な器具、報告書及び消耗品は乙の負担とする。

なお、特記仕様書等で負担区分が明記してあるものについては、その負担区分によるものとする。

(貸与品)

第 15 条 甲は、甲から乙へ貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）については、品名、数量、品質及び規格又は性能を明示し、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、貸与品の引き渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出し、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 乙は、自己の故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは甲が指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

第 4 節 検 査

(検査)

第 16 条 委託業務が完了したときは、契約書別添第 10 条に基づき委託業務完了通知書を遅滞なく提出し、検査を受けるものとする。

第 5 節 感 染 管 理

(医療安全対策への協力)

第 17 条 乙（委託業者）は甲（病院）が行う医療安全対策研修への参加及び医療安全対策への取り組みに協力するものとする。

別表

番号	名 称	摘 要
1	現場責任者・技術管理者通知書	契約の日から7日以内
2	委託業務工程表・実施計画書	同 上
3	委託業務従事者名簿	
4	打合せ議事録	
5	支給材料受領・返納書	
6	貸与品借用書	
7	委託業務完了通知書	
8	委託業務日報又は月報	
9	委託業務報告書	
10	委託業務記録写真	
11	委託業務完了払請求書	
12	事故報告書	
13	資格証明書	
14	その他必要なもの	

※ 提出書類は、監督員の指示のとおりとする。